



# 長野県報

2月14日(木)  
平成31年  
(2019年)  
第3050号

## 目次

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課） ..... 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課） ..... 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課） ..... 2

森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課） ..... 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課） ..... 2

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市・まちづくり課） ..... 3

長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課） ..... 4

長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出（会計課） ..... 4

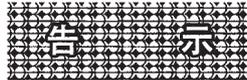
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出（2件）（会計課） ..... 4

### 公告

県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課） ..... 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） ..... 5

建築基準法に基づく認定（建築住宅課） ..... 5



### 長野県告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
アーク調剤薬局 中野店	中野市吉田894-4	平成31年2月1日
ふたば湖南薬局	諏訪市湖南5932-1	平成31年2月1日

保健・疾病対策課

### 長野県告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
市立岡谷病院 岡谷市本町4-11-33	岡谷市民病院 岡谷市本町4-11-33	平成27年10月11日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
長谷川薬局	長野市西長野305	平成30年12月31日
訪問看護ステーションよつ葉	長野市若里5-8-6	平成31年2月28日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長野市大字西長野字郷路1025の1、1025のロ、1026の2
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
阿南町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第63号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年2月14日

## 長野県告示第64号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡山形村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第65号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡信濃町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び信濃町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第66号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第67号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 佐久都市計画道路 3・3・3号原東1号線
  - 佐久都市計画道路 3・3・37号佐久南インター線
  - 佐久都市計画道路 3・4・25号取出中央線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - 佐久都市計画道路 3・3・3号原東1号線  
平成14年長野県告示第548号の土地の区域のうち佐久市岩村田字東八日町並びに字南上の城の各一部を変更する。
  - 佐久都市計画道路 3・3・37号佐久南インター線  
平成14年長野県告示第548号の土地の区域のうち佐久市跡部字反田の一部を変更する。
  - 佐久都市計画道路 3・4・25号取出中央線  
平成14年長野県告示第548号の土地の区域のうち佐久市跡部字孫次郎並びに字口明塚並びに字向畑並びに字双六並びに字子の神を削除し、佐久市跡部字反田並びに字砂田並びに字七反の一部を追加し、佐久市跡部字金山並びに字舞台並びに野沢字跡部前並びに字下北田並びに字壺丁田並びに字下木戸の一部を変更する。
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課、佐久市役所

都市・まちづくり課

## 長野県告示第68号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成31年2月4日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
セブンイレブン松本今井店	松本市今井1279-2	松本市今井1279-2 セブンイレブン松本今井店

会 計 課

## 長野県告示第69号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成31年2月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	ながの農業協同組合 須坂支所 井上店	須坂市大字幸高447-1	須坂市大字幸高447-1 ながの農業協同組合 須坂支所 井上店
旧	ながの農業協同組合 井上支所		須坂市大字幸高447-1 ながの農業協同組合 井上支所

会 計 課

## 長野県告示第70号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成31年1月21日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	伊那市役所高遠町 総合支所	伊那市高遠町西高遠810番地 1	伊那市高遠町西高遠810番地 1 伊那市役所高遠町総合支所
旧		伊那市高遠町西高遠1806番地	伊那市高遠町西高遠1806番地 伊那市高遠町総合支所

会 計 課

## 長野県告示第71号

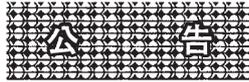
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成31年1月25日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	上伊那農業協同組 合 東部支所長	伊那市高遠町小原733	伊那市高遠町小原733 上伊那農業協同組合 東部支所
旧		伊那市大字小原733	伊那市大字小原733 上伊那農業協同組合 東部支所

会計課



公告

県営幹線北耕地地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日  
平成28年7月27日
- 3 工事の完了年月日  
平成30年12月14日

農地整備課

公告

県営上水内北部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成31年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営広域営農団地農道整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成5年12月24日
- 3 工事の完了年月日  
平成31年1月10日

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年2月14日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 許可番号  
平成30年8月31日 長野県北信建設事務所指令30北建第39-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字草間字上ノ山2030-4、2031-3、2032-4、2032-6、2033-1、2034、2034-2、2035-1、2035-3、2036、2037-1、2038-1、2038-4、2039-4、2040-2、2040-イ、字沢田2052、2055-1、2055-2、2056-1、2056-5、2056-6、2057-1、2059、2060、2061-1、2062、2063、2064-1、2065-1、2066-1、2067、2068、2068-2、2069-1、2070、2071-1、2071-10、2072-10、2076-3、字西山2109-4、2109-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上水内郡飯綱町大字牟礼396

ニチアスセラテック株式会社 代表取締役 大山英伸

都市・まちづくり課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により次のとおり公告します。

平成31年2月14日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

対象区域	対象区域等の縦覧場所
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字雲場道上北1285-2、1285-7、1285-8、字雲場橋向1287-11、1287-12、1287-24、1287-25、字離山下1323-1404、1323-1508、1323-1509	長野県佐久建設事務所

建築住宅課